

令和2年第20回

荒川区教育委員会定例会

令和2年10月23日

於)庁議室

荒川区教育委員会

令和2年荒川区教育委員会第20回定例会

- | | | |
|--------|---|--|
| 1 日 時 | 令和2年10月23日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 庁議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教 育 総 務 課 長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
杉 山 茂
寺 本 英 雄
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 2 9 号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

議案第 3 0 号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 3 1 号 幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生につい
て

イ 荒川区立中学校生徒における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生につい
て

ウ 令和 2 年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について

エ 学校パワーアップ事業の成果報告及び実施計画について

(3) その他

教育長 ただいまから荒川区教育委員会令和2年第20回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日5名全員御出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、坂田委員、御兩名にお願いいたします。

7月22日開催の第14回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付させていただき、この間、委員の皆様にご確認いただいたところでございます。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認め、承認といたします。

8月7日開催の第15回定例会の議事録を皆様にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気づきの点等について事務局まで連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は審議事項3件、報告事項4件となっております。

初めに、コロナの関係もございまして、報告事項について説明させていただいた後、審議事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項ア「荒川区立小学校児童における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生について」を議題といたします。また、報告事項イ「荒川区立中学校生徒における新型コロナウイルス感染症に感染した患者の発生について」も関連がございますので、一括して報告事項アとイについて学務課長から説明をさせていただいた後、御質問、御確認をお願いしたいと思います。

学務課長、説明をお願いします。

学務課長 御報告いたします。資料は議題の後の7枚目につけてございますが、小中学校で新型コロナウイルスが発生してございます。1件目は峡田小学校の2年生です。先週18日の日曜日に保健所から陽性の一報が入りました。翌日19日月曜日から26日月曜日の間、当該陽性児童の学級が閉鎖ということになっております。実はもう同じ学級の児童ですとか、関係教職員の濃厚接触者のPCR検査結果も出まして、幸い全員陰性でしたが、教職員お一人だけ地元の保健所の検査がまだという、これからという方がいますけれども、児童については全員陰性でございましたので御報告いたします。

1枚おめくりいただきまして、2件目が諏訪台中学校でございます。こちらはお二人発生してしまいました。1人目が10月18日日曜日に発生しまして、その関連の濃厚接触者の検査をしたところ、21日に2人目ということで発生したものです。

3番の学級閉鎖でございますが、最初1人目が出たときに、そのクラスを10月19日か

ら27日火曜日まで学級閉鎖をしまして、2人目が出たところで二つ目の学級も最初の一つ目の学級も延長しまして、30日の金曜日まで今、学級閉鎖をしているところです。

関係濃厚接触者の検査については、今、検査中であり、まだ全員結果が出てはおりません。

それから、資料はつけてございませんが、もう1件ございまして、汐入小学校の2年生なのですけれども、こちらは水曜日に一報がありまして、幸いこの子のお休みを直近でされていまして、濃厚接触者はなしということで学級閉鎖等は特に行っていません。

以上、御報告でございます。

教育長 ただいま小学校と中学校でそれぞれ感染症に発症したという事例の御報告をさせていただきました。本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 対応としてはとても適切な対応をされていると思います。その上で質問ですが、日曜日に閉鎖するという連絡が行きまして、その間、1週間が閉鎖になりまして、その間の1週間の学習というのはどういう形で対応されるのでしょうか。

指導室長 まず峡田小学校についてです。峡田小学校につきましてはオンライン教材やオンラインホームルームを活用したり、プリントを教材として配布したりして、学習の保障を行っているところでございます。

続きまして、諏訪台中学校ですけれども、諏訪台中学校は今回初めて中学校がこのようなコロナの感染者が出たということで、また、小学校と違うパターンということで、一つのクラスに中学校の場合は複数の教員が、教科担任で関わりますので6人教員が濃厚接触者として認定されて学校に来られなくなってしまったため、かつ水曜日から3年生の修学旅行があるということで、人手が今、ぎりぎりの中で運営しております。PCR検査キットを取りにきたときに、学習プリントを渡して、まずこの1週間学習の保障を進めているところでございます。

小林委員 ありがとうございます。現場は大変な状況かと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

指導室長 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員 私も気になるのは休校期間中のやはり児童生徒の学習の問題で、プリントで足りるのかどうかとかですね。やはりこういったことは今後相当な期間避けられないと思うのですね。どういう形で学びを支援するのがいいモデルなのかというのをよく検討していくことが必要だと思います。プリントがいいのか、プリントと今はタブレットを持ち帰れますので、そういったものの組み合わせがいいのかとか、ちょっと親御さんの御意見も聞いて選択する必要があります。また、御家庭の事情が違うので、一律でいいかという話もひょっと

するとあるかもしれないなと思います。いつも申し上げているように、授業の上手な先生で、退職された方に協力していただいて、授業のビデオを作るとかそういったようなことも考えてもいいのではないかなと思います。以上です。

指導室長 ありがとうございます。指導室の方としましても、これまで大門小学校から始まった学級閉鎖のパターンがいろいろありまして、どういう示し方をするのが学校にとって、子どもたちにとって学習の学びが保障できるのかという視点で今、各学校への資料を作成しているところでございます。まずはオンラインホームルームが確実にできるような体制を整えていき、学習だけでなく生活リズムですとか、あとは学校を離れたときの寂しさですとか、そういうのも補えるような形でオンラインホームルームを整えていきたいと考えております。

教育長 長島委員、どうぞ。

長島委員 中学校が初めてということで、教科担任制だとやはり濃厚接触者が増えるのだということを再認識したのですけれども、中学校もいろいろな規模の中学校があると思うのですが、これから不幸にもほかのところで発生した場合の備えといたしますか、見通しといたしますか、そこら辺どのようにお考えですか。

指導室長 今回の諏訪台中学校は規模的には中規模程度でしたので、教員の濃厚接触者が出たとしても、何とか学校運営が進められる状況だったのですが、小規模校で5人抜けてしまうと、学校運営の方をどのようにサポートしていくのか考えていかなければいけないところだと思っております。実情に応じてできる限り子どもたちの学びの保障を進めていくという視点で、学校運営をサポートしていきたいと考えております。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、本件については報告了承とさせていただきます。

続きまして、報告事項ウ「令和2年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について」を議題といたします。山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 「令和2年度地方教育行政功労者表彰受賞者の報告について」でございます。

表彰名については、同じように「令和2年度地方教育行政功労者表彰」でございます。

表彰者は、文部科学大臣でございます。

表彰の内容につきましては、記載がございます地方教育行政におきまして、その功労が特に顕著な教育委員会の委員を、文部科学大臣が表彰し、その功を報いるとともに地方教育行政の発展に資するために行う表彰でございます。今回は181名の表彰でございます。

受賞者につきましては、荒川区の教育委員会前教育委員の高野照夫氏でございます。

表彰の内容につきましては、記載がございますように平成19年7月から令和元年7月まで12年間荒川区教育委員会委員として、教育大綱の策定ですとか、教育ビジョンの策定、学校図書館の整備、情報ネットワークの活用、学校防災部の設立などに尽力されたといった

活動が表彰の対象となっております。

表彰につきましては、今年度新型コロナウイルス対策のために表彰式は行われませんが、ちょうど表彰日というのが本日、10月23日になってございます。後日、文部科学省から都に表彰状等が送られてくるとお聞きしておりますので、その後、実際に表彰状をお渡ししたいと思っております。

報道内容については、19日に報道発表がされたところでございます。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長 本件について、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 ここに書かれているような受賞対象の御功績はもちろんですが、高野先生は医師として子どもたちのために非常に丁寧に対応をされていた様子は大変印象的でございます。いずれにしても非常に賞にふさわしい方だと思います。おめでとうございます。

小林委員 私も坂田先生がおっしゃったように高野先生は、本当に荒川区のために長年貢献されてきた方だと思います。その人柄から小中学生、児童からとても慕われてきた方で、表彰は高野先生、そして、荒川区にとっても非常に名誉なことです。また、高野先生がこのように表彰されたのは、教育委員会の事務局の皆様が支えてくださったおかげでもあると思います。本当におめでたいことです。皆様本当にありがとうございました。

教育長 では、私からも一言。高野先生は、今、坂田先生や小林先生がおっしゃられたように、その優れた識見を教育委員会の委員として発揮していただきました。日医大さんにも御協力いただいて、子どもたちの健康教育とか、救命救急の講習会等の立ち上げに御貢献いただいています。また、教育委員として様々な学校や幼稚園を御視察いただいたときに、子どもたちがけがをしたり、体調が悪くなったり、下田にも行かれたときに、子どもの調子がよくなかったときに、その場で診察をしていただいて、適切な処置のアドバイスをしていただくなど、医師としての優れた御経験とその能力と技能を教育委員会に生かしていただきました。子どもたちのために御尽力いただいたということで、文部科学大臣表彰にふさわしい方だと思っております。

教育総務課長から説明させていただいたように、今年は表彰式がなく後日表彰状を事務局が東京都に取りに行き、その表彰状を区長から高野先生にお渡しいただく運びになってございます。

当教育委員会には直接その表彰状と高野先生を囲んでというのが、今はこの時期なのでできませんけれども、事務局で高野先生の表彰をぜひお祝い申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に報告事項「学校パワーアップ事業の成果報告及び実施計画について」を

議題といたします。

津野室長、説明をお願いします。

指導室長 平成31年度学校パワーアップ事業成果報告及び令和2年度学校パワーアップ事業計画につきまして、御報告をいたします。

本事業は、荒川区学校教育ビジョンに基づきまして、学校教育の実現に積極的に取り組むために、校長の予算執行上の裁量権を大幅に拡大いたしまして、各校の教育活動の活性化を図るものでございます。

柱として三つございます。一つ目、「学力向上マニフェスト」です。こちらは確かな学力の定着・向上を図る取組に使うものでございます。

二つ目の柱、「創造力あふれる教育の推進」、こちらは各校の特色ある教育活動に使うものでございます。

三つ目の柱、「未来を拓く子どもの育成」、こちらは優れた特色ある企画・実践の取組に使うものでございます。

次に、平成31年度成果報告でございます。

一つ目、学力向上マニフェストの成果事例でございます。代表的なものを挙げさせていただきます。国語科の研究や指導資料の購入により、教員の授業力が向上し、児童アンケートでは考えたことを友達に伝えていると回答をした児童が10%以上上昇したことが挙げられます。丸の一番上の学校でございます。

続いて、上から二つ目、調べる学習コンクールを全校児童で取り組み、多数の入賞者を輩出したこと。そして、一番下の丸でございます。「アクティブラーニングを視点とした授業」、「学校図書館を活用した授業」をテーマに授業改善に取り組み、デジタル教科書、タブレットパソコンを有効に活用した事例でございます。「分かる授業」の肯定的回答が、平成30年度は56%でしたが、平成31年度には74%と大きく向上したことが挙げられます。

次に、創造力あふれる教育の推進の成果事例でございます。丸の上から二つ目です。学年ごとの読書リストを提示し、児童の投票で選んだ図案で読書バッチを作り、リスト達成者に読書賞として渡しました。意欲的に取り組み全体の9割がこの達成をいたしたところです。

続いて、丸三つ目です。琴や三味線などの音楽教室、弓道教室等を実施しまして、日本の伝統文化を大切にしている心情を養うことができました。音楽教室で学んだことを音楽会で披露することもできました。また、最後のところになります。長距離を専門とします外部講師を招き、長距離の走り方の指導を受け、技術や重点を学び練習を通してタイムが向上したことが挙げられます。

最後に、三つ目の未来を拓く子どもの育成の成果事例でございます。上から2番目の丸で

ございます。日暮里繊維街の中にある学校として、図工でデザインした全児童の図案を手拭いにプリントし、周年行事の記念品としたことがあります。

続いて三つ目の丸でございます。生徒会中心にボランティア活動を充実させており、地域商店街の清掃活動や各種募金活動において、「東京都共助社会づくりを進めるための社会貢献大賞特別賞」を頂くことができました。

なお、昨年度の実績につきましては、3月に新型コロナウイルスの感染拡大の防止による臨時休業により実施できていない項目もございますので、御承知おきください。

最後に、「令和2年度の計画について」お示しをいたしております。こちらにつきましては、学力向上マニフェストに関しましては、区の学力調査の課題解決を中心に、マニフェストにまとめること、それからICT教育、学校図書館の活用、教員の授業力の向上、体力の向上、また伝統芸能やキャリア教育などの体験学習、検定、コンテストなどへの参加、自然体験等の体験活動を重視といった点で計画を立てたものでございます。以上で報告の方を終わりにさせていただきます。

教育長 本件については、別添ということで各学校の取組の成果、また今年度の計画書をお付けさせていただいてございます。大部にわたりますので、各学校の個別の状況については、後ほどお目通しいただければと思っておりますけれども、この学校パワーアップ事業は学校校長の裁量によって特色を生かした、若しくは学力向上を目指す学校独自の取組に教育委員会として補助を出すことによって、このような形の実績が上がってきているという御報告でございます。

本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 パワーアップ事業は、各校長先生が御自身の教育の特徴を出される上で非常に重要なものと元より認識していますが、ちょっといつも気になっているのが、最近デジタル教科書の導入が増えてきていて、デジタル教科書の購入の金額も、数万円のものから結構大きな金額のものまであります。何かあまり必然的に導入しないといけないような、デジタル教科書の割合が大きくなってしまうと、先生方の自由裁量度が下がってしまうので、そういうことにならないように気をつける必要があるかなと思っています。

先ほどざっと見たところ、今のところそういうふうにはなっていないかなとは思のですが、どうしても教育の変化の中で、従来はオプションであったものが、次第に必須のものとなってきたりすると、その辺のところをよく見ておかないと、一時的に校長先生の自由裁量度が下がってしまうということになる場合があり得ると思うので、ちょっとそのところは常に注意しておく必要があるかなと思いました。以上です。

教育長 坂田委員、すみません。その点についての問題意識は事務局でも持っていて、す

で改善をしてございます。では、事務局から説明してください。

指導室長 3月まで小学校の校長でした。今年、小学校は教科書が変わりました。それに向けてデジタル教科書はICTを進めている本区では必須になってきますので、学務課で120万円をデジタル教科書用ということで用意していただきました。それで大方各小学校、教科のデジタル教科書を購入しております。今、今年度の学力向上マニフェストに載っているこのデジタル教科書分につきましては、120万円を超えた分について各学校で必要なものを購入している状況になってございますので、学校としては大変ありがたいものになっております。

教育部長 中学校につきましては、来年教科書が新しくなりますので、そういった意味では今、来年度の予算に向けてしっかりと対応をしていこうということで進めてございます。先ほど坂田先生の方からお話がありましたように、この学校パワーアップ事業でやっているいい事業につきましては、各学校もいろいろ取り入れていこうということで、何校かが同じような事業をパワーアップでやっているものもございませう。教育委員会といたしましては、その中でも、やはりいろいろな学校が取り組むことによって、全体に波及させて、さらに一生懸命やっていこうというものについては、教育委員会の予算取りの中でそこはしっかり要求して行って、全校でできるような、そういう循環みたいなものを作っていこうということで今、取り組んでおりますので、そういった意味では、ここでいろいろな各学校の創意工夫が荒川区全体に波及できるような仕組みが、上手く作れるようにやっていきたいと思っております。

坂田委員 私も部長が今おっしゃったお考えに大変賛成です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 学力向上マニフェストの成果報告書を見せていただくと、いろいろと評価がありまして、学校によって、Bが多いですけれども、Aもかなりあります。これは各学校で基礎学力の向上、学力向上で努力をされてきた結果ですね。やはりその意味でも学校パワーアップは非常に成果がありますので、これからもぜひ継続していただきたいと思っております。

教育長 繁田委員、長島委員、いかがでしょうか。

長島委員 私も気になっていたのはデジタル教科書のことです。今の説明を聞いてよく理解できました。

教育長 何年か前は、かなりの部分を学校パワーアップの予算に計上をしていたという状況があり、それではいけないなと思って改善いたしました。

繁田委員 私が不案内ですので一つ教えていただきたいのですが、今、小林先生から触れていただいた評価なのですけれども、これは各小学校で自己評価をしたものを、どなたかが確認するようになっているのか、その評価方法について教えていただけたらなと思っております。

指導室長 評価につきましては、自己評価ということで各学校が立てた目標に対して、どれだけ実行できたか、どれだけ成果があったということで自己評価をして、一番右側の評価A、B、Cをつけさせていただいております。

繁田委員 ありがとうございます。目標を立てるのは御本人たちですので、高い目標を立てて、それが達成できなかったから評価が低いというのは、必ずしもいいことではないというか、果敢に高い目標を立てて実行できなかったとしても、目標の高さ等を踏まえて評価すべきだろうと個人的には思います。以上です。

指導室長 ありがとうございます。思い切って学校の方も、そう言っていただけると授業に、パワーアップも活用できると思います。応援ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

教育長 それでは、報告事項4件については以上とさせていただきます。

戻りまして、審議事項に移らせていただきます。議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、そして議案第30号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、そして議案第31号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」は、いずれも関連がございますので、一括して説明をさせていただき、御質疑をさせていただいた後、1件ずつ決を取らせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認め、教育総務課長から3件について一括して説明させていただきます。お願いします。

教育総務課長 議案第29号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。休暇取得申請等の手続をオンライン化・ペーパーレス化することで、決裁や取りまとめに係る事務の効率化及び正確性の向上を図るとともに、勤務時間の適宜的確な把握により、よりきめ細やかな労務管理を実現するため、庶務事務システムを導入することのほか、規定を整備するため規則を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。時間外勤務及び休日勤務の命令、休日の振替、休暇取得申請等の手続につきまして、庶務事務システムを使用して行うことができる旨を定めるものでございます。これまで紙による決裁で、例えば時間外勤務命令につきましては、本人が申請をして、印鑑を押して、それを係長が承認し、さらに課長が承認するという印鑑で行ってまいりました。今回それをシステム化することで対応するものでございます。規則の中に紙の部分

しかございませんでしたので、今回そのシステムでも決裁ができるという記載内容になってございます。

1枚おめくりいただきますと、実際に32条の3に、システムによる決裁ができるといった記載がございます。その下、2条のところでその他の規定の整備については、この改正に合わせて直させていただきたいと思っております。別記様式10号の中に、日本工業規格と記載されていますが、JIS規格は日本工業規格から今度は日本産業規格という名前に、日本語名が変わりました。

ただ、様式に記載の必要がないため、今回は削除するものです。また、別記様式3号の中に、まだ「平成」という字が残ってしまっておりましたので、併せまして削除するものです。

続きまして、議案第30号でございます。「幼稚園教職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由につきましては、同じような内容でございます。

改正の内容につきましても、先ほどと同じように給与口座の申出、扶養手当及び住居手当の届出、給与減額免除の申請、時間外勤務手当の支給手続につきまして、庶務事務システムを使用できるように定めるものでございます。

そのほか、併せまして、その下、職員別給与簿関係で労働基準法の改正によりまして、賃金台帳の記録保存期間が延長されたことに伴いまして、職員の給与簿の保存期間を5年間に改めるものでございます。労働基準法がこの令和2年4月1日に施行されまして、例えば賃金請求権ですとか、割増賃金の未払いの請求権なども含めて、3年から5年になりましたので、それに合わせまして、今回5年に定めるものでございます。

続きまして、議案第31号「幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由につきましては、同じような内容でございます。

内容でございますが、住居手当の届出手続につきまして庶務事務システムを使用して行うことができるよう定めるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 以上3件について一括して説明をさせていただきました。御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

長島委員 庶務事務システムというのは、今回は幼稚園に関わるもので出てきましたけれども、このシステムは区役所全体で勤務とかその他についてもペーパーレスになると理解してよろしいのかということと、もう一つは、このイメージですけれども、幼稚園にその機器を設置して区役所とつながっているというイメージでいいのでしょうか。

教育総務課長 私ども職員は、区の職員の条例規則に基づいてございますので、職員課の方で一括をしてございます。ただ、幼稚園職員につきましては、別途条例と規則を持ってございますので、今回、教育委員会にお諮りしたのはこの部分でございます。区の職員につきましても、11月1日からはICカードで出勤と退勤も管理をする形になります。

また、東京都の教員につきましては、校務支援システムというのがこの4月から動いてございまして、そこで出退勤システムが動いてございますので、教員については学校にありますICで出勤、退勤が今は記録ができるような形になって、学校の方が半年早く動いた形でございます。

二つ目の幼稚園につきましては、区のオンライン端末がございまして、例えば朝出勤をしたのですけれども、そのまま出張に行くとすると退勤が出ませんので、それはパソコン上で出張ですと入力し、職員課の方に届け出るという形になってございます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員 この教育委員会に限った話ではないですけれども、今のようなデジタル上の記録というのは、誰かが触らなくてもログとして残っていて、一定程度整理された状態で残っていると、そういう理解でいいのですか。要するに、デジタル化しても、そこから先そのデータについて何らか人間が手を加えないといけないような構成になっていると、例えばそのときに間違えたりとか、それから労力がかかるとか、そういった問題があるので、その辺をちゃんとできているかどうか、結構重要だと思うのです。例えば校長先生が見るときに、パッと見てすぐ分かるように出力ができているのかとかですね。

教育総務課長 今回の幼稚園職員のところについては、同じシステムが入りますけれども、先ほどの教員の校務支援システムとは少し違うので、見え方については違います。坂田委員がおっしゃられたように、基本的には記録の正確性が求められおり、出退勤がエクセルのような状況で確認するシステムができます。既に実施している校務支援では、教員が1人ごとに、記録は出てございます。また、学校全体としても出てございますので、今まで副校長の方が印鑑で管理していたことが、軽減ができていると考えてございます。先日の校長会でももう一度学校に教員の管理について、その出退勤システムを見ながら適正に管理をしてくださいとお願いしております。

実は今年コロナの関係で、実質出退勤はかなりバラバラだったのですが、調べてみたところ、かなり時間数が多い教員が散見されたもので、10月の校長会においては、各学校の校長先生の方がそれを見て適正に管理してくださいというお話をさせていただきました。今まで紙だとなかなか年間を通して帰りが遅かったことが分からなかったときがあるのですけれど

ども、今回は働き方改革ですとか、効率化については効力があると思っています。

教育長 よろしいでしょうか。それでは、質疑を終了とさせていただきます。

3件の議案につきまして、御意見等ございますでしょうか。

(「ありません」の声)

教育長 特になければ討論を終了させていただきます。

1件ずつお諮りいたします。議案第29号について、原案どおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。議案第29号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第30号につきまして、原案に御異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ないものと認めます。それでは、議案第30号については原案のとおり決定いたします。

議案第31号につきまして、御異議等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

教育長 議案第31号についても原案のとおり決定とさせていただきます。

予定しておりました事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 次回以降の予定のところを御覧いただければと思います。11月13日と27日の金曜日が、11月の定例会でございます。以前も申し上げましたように、この時期に荒川区の児童相談所、荒川区は子ども家庭総合センター及びふるさと文化館の視察を考えてございます。現在予定をしてございますのは、できましたら13日に子ども家庭総合センター、場合によってはその会場、会議室が借りられるかもしれません。ちょっと広さ等を見えますけれども、場合によってはそこでできることも検討しております。

27日につきましては、こちらで定例会が終わった後に、ふるさと文化館に時間が許す限り御視察いただくようなことを考えてございます。日程等については、また決まりましたら御連絡をさせていただければと思います。以上です。

教育長 予定しておりました案件は以上となります。

以上を持ちまして、教育委員会令和2年第20回定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

了